

千葉県でこれから浄化槽を設置する皆様へ



浄化槽を設置する際の申請書類には、
「浄化槽法第7条検査の検査手数料の納付書の写し」を貼付してください！

■ 浄化槽設置手続時の書類に貼付 → 7条検査の検査手数料の納付書の写し

【7条検査の検査手数料納付書の写し】
※ 払込用紙については、各指定検査機関にお問い合わせください。

添付図書 (浄化槽調査書面)
1. 浄化槽処理水の放流経路、放流先^{※1}及び付近の状況を示した見取り図
※1 放流先の放流先がなく、高層建築物等を使用する場合は、千葉県浄化槽施設管理課で定められる「放流先がない場合の浄化槽放流水の放流に係るガイドライン」で規定される基準に適合しているかどうか確認できる図面(施設の認定書の写し、設置詳細図等)を添付してください。
2. 浄化槽の配置図、敷地内排水経路図
3. 納付金納入票(領収書)

【申請書類】
建築確認申請時 : 浄化槽調書
建築確認申請なし : 浄化槽設置届出書

6. 検査手数料の納付書の写し(検査手数料を納付した場合に限る)
浄化槽法に基づき法定検査(第7条検査)の検査手数料を納付した場合は、検査手数料の納付書の写しを下記欄に貼付けしてください。(検査手数料の納付は、確認検査の条件ではありませんが、浄化槽設置届出書は、浄化槽法に基づき法定検査の受検義務がありますので、早めにご受検申し込み手続きを行ってください。)
検査手数料の納付書の写しの貼り付け欄(全面にのり付けするなど、しっかり貼り付けてください。)

写しを
貼付

02 横浜		払込取扱票		通常払込料金 加入者負担	
口座記号番号	金額	金額	金額	金額	金額
加入者名	金額	金額	金額	金額	金額
※ 7条検査依頼書:郵便振込用(通信欄)		※ ②設置場所(建築場所) 地名地番		備考	
①設置者(建築主) 氏名	住所	名称	()人槽	電話番号	
電話番号	年 月 日	電話番号	年 月 日	電話番号	
※ ③使用開始(予定)	年 月 日	電話番号	年 月 日	電話番号	
※ ③払込人氏名	電話番号	電話番号	電話番号	電話番号	
ご依頼人欄に、おとこ・おなまえをご記入ください。(承認番号 横第6292号) これより下部には何も記入しないでください。					

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	金額	金額	金額	金額	金額
加入者名	金額	金額	金額	金額	金額
おなまえ	金額	金額	金額	金額	金額
※ 7条検査依頼領収書	金額	金額	金額	金額	金額
ご依頼人	金額	金額	金額	金額	金額
料金	金額	金額	金額	金額	金額
備考	金額	金額	金額	金額	金額
この受領証は、大切に保管してください。					

■ 7条検査とは？

浄化槽法により、浄化槽使用開始後3か月を経過した日から5か月の間に受検することが義務付けられており、水質等を検査することにより、浄化槽の設置工事が正しく行われたかどうかを判断するものです。県が指定した検査機関(指定検査機関)だけが実施できます。

■ 7条検査の申込先(指定検査機関)

機関名	担当区域	検査申込
公益社団法人 千葉県浄化槽検査センター ☎ 043-246-6283 〒 260-0024 千葉市中央区中央港1-11-1	船橋市、八千代市、習志野市、浦安市、市川市、柏市、野田市、 我孫子市、鎌ヶ谷市、松戸市、流山市、印西市、成田市、富里市、 八街市、四街道市、佐倉市、白井市、香取市、銚子市、旭市、 匝瑳市、山武市、東金市、大網白里市、茂原市、栄町、酒々井町、 神崎町、東庄町、多古町、芝山町、横芝光町、九十九里町、 白子町、一宮町、睦沢町、長南町、長柄町、長生村	
一般財団法人千葉県環境財団 ☎ 043-246-2079 〒 260-0024 千葉市中央区中央港1-13-1(3階)	千葉市、市原市、袖ヶ浦市、木更津市、君津市、富津市、 いすみ市、勝浦市、鴨川市、南房総市、館山市、御宿町、 大多喜町、鋸南町	

■ 書類の様式や維持管理の詳しい情報については、以下のホームページをご覧ください



浄化槽 千葉県

浄化槽 千葉市

浄化槽 船橋市

浄化槽 柏市

令和6年11月発行
千葉県水質保全課